

公益財団法人群馬県スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第10条第2項の規定に基づき、賛助会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本協会の趣旨に賛同し、加入を希望する個人、法人及びその他の団体は賛助会員になることができる。ただし、別記に規定する者は、賛助会員になることができない。

(加入)

第3条 賛助会員の加入については、随時受け付けるものとする。

2 賛助会員になろうとする者は、「賛助会員加入申込書」（別記様式第1号）により、申し込むものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費については、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人会員は、年額5,000円を1口とし、1口以上

(2) 法人会員及びその他の団体会員は、年額10,000円を1口とし、1口以上

2 会費は、本協会の指定口座に振り込むことにより、納入するものとする。ただし、本協会事務局に現金を持参することを妨げない。

3 加入年度の翌年度以降の会費については、原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(特典)

第5条 賛助会員に対する特典は、次の各号のとおりとする。

(1) 広報誌「ぐんまのスポーツ」及び「Sports Season」等を配布する

(2) 賛助会員名を、本協会ホームページ及びぐんまのスポーツに掲載し、紹介する。

(会費の使途)

第6条 会費は、毎事業年度における合計額の2分の1以上を、当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(脱退)

第7条 賛助会員は、脱退する場合は、脱退届（別記様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の届の提出がない場合は、会員として毎年度自動継続したものとみなす。

(取消)

第8条 賛助会員として承認された後であっても、当該会員が第2条ただし書きに該当する者であることが判明した場合、又は賛助会員として不相当と認められるに至った場合は、直ちに加入を取り消すものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別記（第2条関係）

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （2） 反社会的行為を行う個人及び団体
- （3） その他公序良俗に反する個人及び団体